

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第484号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 観光・ものづくりパワーアップ資金（中小企業者又は組合が観光産業、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連産業、環境・新エネルギー産業、健康・医療産業、バイオ関連産業又は航空機関連産業において事業規模の拡大若しくはこれらの産業への参入又はこれらの産業において経営力の向上を図るために必要とする資金をいう。）

第3条第6号を削り、同条第7号中「バトンタッチ支援資金」を「事業承継対策資金」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(11) 事業再生支援資金（中小企業者又は組合がその事業の再生又は経営の改善に取り組むために必要とする資金をいう。）

第4条第1号ただし書中「同条第4号」を「同条第3号」に、「前条第8号」を「前条第6号」に改める。

第6条の見出しを「（融資申込みの手続）」に改め、同条中「中小企業制度資金の」を「第3条第1号から第10号までに掲げる資金の」に改め、同条の表中小企業振興資金の項中

共同生産等の事業を行う組合にあつては、組合共同事業融資対象認定申請書（別記第3号様式）	を
---	---

共同生産等の事業を行う組合にあつては、組合共同事業融資対象認定申請書（別記第3号様式）	に改め、同項の
---	---------

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定を受けた者にあつては、都道府県労働局長の認定通知書の写し	
--	--

次に次のように加える。

小規模企業活力応援資金	青少年の雇用の促進等に関する法律第15条，次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し
-------------	--

第6条の表産業おこし応援資金の項を次のように改める。

観光・ものづくりパワーアップ資金	県が行う新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行う者にあつては，鹿児島県商工労働水産部経営金融課長の証明書 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に従つて経営力向上に係る事業を行う者にあつては，主務大臣の計画認定書の写し及び経営力向上計画書の写し
------------------	--

第6条に次の1項を加える。

- 2 第3条第11号に掲げる資金の融資を受けようとする者は，前項の表各資金共通の項に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者が第3条第10号に掲げる資金の融資を受けた場合は，取扱金融機関は，6月に1回，保証機関に当該特定中小企業者の業況に関する報告書を提出するものとする。ただし，当該融資の金額が1,250万円以下であるとき，又は融資期間が1年以内であるときは，この限りでない。

- 2 取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかつた場合において，当該取扱金融機関が代位弁済の請求をするときは，保証機関にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12条 第3条第11号に掲げる資金の融資を受けた中小企業者は，3月に1回，取扱金融機関に別表第1事業再生支援資金の項融資対象の欄第1号に掲げる計画（次項及び第3項において「事業再生の計画」という。）又は経営改善の計画（認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けて策定した事業計画をいう。以下同じ。）の実施状況を報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は，前項の中小企業者に対し，必要に応じて事業再生の計画の策定を支援した機関等又は認定経営革新等支援機関と連携を図りながら，事業再生の計画のフォローアップ又は経営改善の計画の策定支援並びにこれらの計画に従つて行われる事業の実施に関し，必要な指導及び助言を行うものとする。

- 3 取扱金融機関は，保証機関に対し，第1項の中小企業者の事業年度ごとに，当該中小企業者の事業再生の計画又は経営改善の計画の実施状況，取扱金融機関並びに認定経営革新等支援機関の経営支援状況並びに前項の指導及び助言の実施状況を報告するものとする。

- 4 前条第2項の規定は，前項の規定による報告をしなかつた取扱金融機関について準用する。

別表第1小規模企業活力応援資金の項中 「別表第2に定める率」 を 「同上」 に改め，同

表特別小口資金の項を削り，同表創業支援資金の項中

「
鹿児島銀行，
南日本銀行，
福岡銀行鹿
児島営業部，
肥後銀行鹿
児島支店，
宮崎銀行

保 証 機 関 の 定 め る と こ ろ に よ る。	保 証 機 関 の 定 め る と こ ろ に よ る。
--	--

を「

同上	同上
----	----

」に、

（県内営業
店 に 限
る。）、西
日 本 シ テ ィ
銀 行 鹿 児 島
支 店、熊 本
銀 行（県 内
営 業 店 に 限
る。）、宮
崎 太 陽 銀 行
（県 内 営 業
店 に 限
る。）、各
信 用 金 庫、
各 信 用 組 合、
商 工 組 合 中
央 金 庫 鹿 児
島 支 店

を「

同上

」に 改

め、同表新事業チャレンジ資金の項中「（平成11年法律第18号）」を削り、同表産業おこし
 応援資金の項中「産業おこし応援資金」を「観光・ものづくりパワーアップ資金」に、

自動車関連
産業、電子関
連産業、食品
関連産業、健
康・医療産業、
バイオ関連産
業、環境・新
エネルギー産
業又は観光産
業において事
業規模の拡大
又はこれらの
産業への参入
を図る中小企
業者及び組合

を

中小企業者
及び組合で次
の要件のいず
れかに該当す
るもの
 (1) 観光産業、
自動車関連
産業、電子
関連産業、
食品関連産
業、環境・
新エネルギー
産業、健康・医療産
業、バイオ
関連産業又
は航空機関
連産業にお
いて事業規
模の拡大又
はこれらの
産業への参
入を図る者
 (2) (1)に規定
する産業に
おいて中小
企業等経営
強化法第13
条第1項の

に、

設備
15年以内
（36月以
内の据置
きを含
む。）

を

設備
15年以内
（36月以
内の据置
きを含
む。）
（融資対
象の(2)に
あつては、
運転は5
年以内
（12月以
内の据置
きを含
む。）、
設備は7
年以内
（12月以
内の据置
きを含
む。）

に、

規定により
認定を受け
た経営力向
上計画に基
づいて事業
を営む者

別表第 2 に
定める率
(融資対象
の(2)にあつ
ては、年
0.79% (県
が行う新か
ごしま「食
と職」の魅
力向上・加
速化プロジ
ェクトに係
る事業を行
う者にあつ
ては、年
0.47%))

別表第 2 に
定める率

を

に改め、同表バトンタッチ支援資金の項中「バトンタ

タッチ支援資金」を「事業承継対策資金」に、

(2) 新規に中
小企業者と
して県内で
事業を開始
しようとする
個人 (県
内に居住し
ている者に
限る。) 及
び会社並び
に組合とし
て県内で事
業を開始し
ようとする
者

を

(2) 新規に中
小企業者と
して県内で
事業を開始
しようとする
個人 (県
内に居住し
ている者に
限る。) 及
び会社並び
に組合とし
て県内で事
業を開始し
ようとする
者
(3) 中小企業
における経
営の承継の
円滑化に関
する法律
(平成20年
法律第33号)
第12条第 1
項の認定を
受けて事業
承継を行お

に改

ようとする 者	うとする者 (4) 鹿児島県 事業引継ぎ 支援センタ ー又は認定 経営革新等 支援機関の 支援を受け て策定した 事業承継計 画に基づき 事業承継を 行おうとす る者
------------	--

め、同表緊急災害対策資金の項中「昭和37年法律第150号」の次に「。以下この表及び別表第2において「激甚災害法」という。」を加え、「同法」を「激甚災害法」に、「激甚災害と」を「激甚災害と」に改め、「融資対象の(1)」の次に「のうち、激甚災害法第12条に規定する特例が適用された者」を加え、同表緊急経営対策資金の項中

「
 (2) 最近の経
 済変動によ
 る売上金額
 の減少又は
 売上総利益
 率若しくは
 営業利益率
 の低下が次
 のいずれか
 に該当し、
 かつ、取引
 金融機関か
 らの支援が
 確実に見込
 まれるもの
 ア 最近3
 月間又は
 6月間の
 売上金額
 が前年同
 期の売上
 金額に比
 べて5%
 以上減少
 しており、
 かつ、今
 後も売上
 金額の減
 少が見込
 まれるこ

と。

イ 最近3
月間又は
6月間の
売上金額
が2年前
又は3年
前の同期
の売上金
額に比べ
て5%以
上減少し
ており、
かつ、前
年同期の
売上金額
に比べて
減少して
おり、か
つ、今後
も売上金
額の減少
が見込ま
れること。

ウ 最近3
月間又は
6月間の
売上総利
益率又は
営業利益
率が前年、
2年前又
は3年前
の同期の
売上総利
益率又は
営業利益
率に比べ
て低下し
ており、
かつ、そ
の差が3
%以上で
あること。

(3) 次のい
ずれかの計
画（当該計
画に係る債
権者全員の
合意が成立し

「 (2) 最近の経
済変動によ
る売上金額
の減少又は
売上総利益
率若しくは
営業利益率
の低下が次
のいずれか
に該当し、
かつ、取引
金融機関か

<p>たものに限る。)に従って事業再生を行うもの</p> <p>ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>イ 県中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画</p> <p>ウ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事</p>	<p>を</p>	<p>らの支援が確実に見込まれるもの</p> <p>ア 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること。</p> <p>イ 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること。</p> <p>ウ 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%</p>	<p>に改め、「(融資対象の(3)にあつては、運転資金</p>
---	----------	---	---------------------------------

業再生計画	以上であること。
カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画	」
キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画	
ク 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画	
ケ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画	
コ 経営サポート会議（信用保証協会、債権者た	

る金融機
関その他
の関係者
が一堂に
会し、中
小企業者
ごとに経
営支援の
方向性、
内容等を
検討する
場をいう。
。)に
よる検討
に基づき
作成し又
は決定さ
れた事業
再生の計
画

と設備資金を併せて5,000万円)」及び「(融資対象の(3)にあつては、15年以内(12月以内

の据置きを含む。))」を削り、
 「融資期間が7年
を超えて10年以
内の融資年
2.45%以内
融資期間が10年
を超える融資
変動金利
」
 を
 「融資期間が7年
を超えて10年以
内の融資年
2.45%以内
」
 に改め、

「(融資対象の(3)にあつては、年0.68%(責任共有制度の対象である保証がある者にあつては、年0.48%)」を削り、同表に次のように加える。

事業再 生支援 資金	中小企業者及 び組合で次の要 件のいずれかに 該当するもの (1) 次のいず れかの計画 (当該計画 に係る債権 者全員の合 意が成立し たものに限 る。)に従 つて事業再 生を行うも の ア 独立行 政法人中 小企業基	同上	5,000 万円	15年以内 (12月以 内(融資 対象の(2) であつて 新たな事 業資金の 追加を含 む場合は 24月以 内)の据 置きを含 む。)	融資期間が 1年以内の 融資年 1.8%以内 融資期間が 1年を超え て3年以内 の融資年 1.95%以内 融資期間が 3年を超え て5年以内 の融資年 2.05%以内 融資期間が 5年を超え て7年以内 の融資年	同上	同上	同上	別表第 2に定 める率 (融資 対象の (1)に あつ ては、 年0.68 %(責 任共有 制度の 対象で ある保 証があ る者に あつて は、年	—	同上	同上
------------------	---	----	-------------	---	--	----	----	----	--	---	----	----

盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 イ 県中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ウ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行つ	2.25%以内融資期間が7年を超えて10年以内の融資年 2.45%以内融資期間が10年を超える融資変動金利	0.48%))
--	--	----------

	<p>た事業再 生計画 キ 私的整 理に關す るガイド ラインに 基づき成 立した再 建計画 ク 個人債 務者の私 的整理に 關するガ イドライ ンに基づ き成立し た弁済計 画 ケ 自然災 害による 被災者の 債務整理 に關する ガイドラ インに基 づく作成 された計 画であつ て、特定 債務等の 調整の促 進のため の特定調 停に關す る法律 (平成11 年法律第 158号)に 基づく調 停におけ る調書 (同法第 17条第1 項の調停 条項によ るものを 除く。) 又は同法 第20条に 規定する</p>											
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>決定において特定されたもの</p> <p>コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>サ 経営サポート会議（信用保証協会、債権者たる金融機関その他の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。）による検討に基づき作成し又は決定された事業再生の計画</p> <p>(2) 保証機関の保証付き借入</p>											
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

金の残高の全部又は一部について返済条件の緩和を行っている者で、経営改善の計画を策定し、既往の借入金 の借換え（新たな事業資金の追加を含む。）を行おうとするもの										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 備考を次のように改める。

備考 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合に係る保証料率は、この表の資金（創業支援資金(2)、新事業チャレンジ資金(2)、観光・ものづくりパワーアップ資金(2)、セーフティネット対応資金及び事業再生支援資金(1)を除く。）について定める保証料率より0.1パーセント引き下げた率とする。

別表第 2 中小企業振興資金の項中「中小企業振興資金」の次に「（融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定による認定を受けた者であるものを除く。）」を加え、「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで」を「平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで」に、「平成27年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで」を「平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで」に改め、同項の次に次のように加える。

中小企業振興資金 （融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条	（平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年 1.44 %	年 1.35 %	年 1.23 %	年 1.09 %	年 0.89 %	年 0.84 %	年 0.64 %	年 0.44 %	年 0.29 %	年 0.89 %

の規定による認定を受けた者であるものに限る。)										
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 小規模企業活力応援資金の項中「小規模企業活力応援資金」の次に「(融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条、次世代育成支援対策推進法第 13 条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定による認定を受けた者であるものを除く。)」を加え、「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に改め、同項の次に次のように加える。

小規模企業活力応援資金 (融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条、次世代育成支援対策推進法第 13 条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定による認定を受けた者であるものに限る。)	(平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.54 %	年 1.45 %	年 1.33 %	年 1.19 %	年 0.99 %	年 0.94 %	年 0.74 %	年 0.54 %	年 0.39 %	年 0.99 %

別表第 2 産業おこし応援資金(融資対象が県が行う食品関連産業振興プロジェクトに係る事業を行う者であるものに限る。)の項中「産業おこし応援資金(融資対象が)」を「観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち)」に、「食品関連産業振興プロジェクト」を「新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクト」に改め、同表産業おこし応援資金(上記以外)の項中「産業おこし応援資金()」を「観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち)」に改め、同表バトンタッチ支援資金の項中「バトンタッチ支援資金」を「事業承継対策資金」に改め、同表緊急災害対策資金(融資対象の(1)及び(4)を除く。)の項中「融資対象の(1)」の次に「のうち激甚災害法第 12 条に規定する特例が適用された者であるもの」を加え、同表緊急経営対策資金(融資対象の(1)及び(2)に限る。)の項中「(融資対象の(1)及び(2)に限る。)」を削り、同表に次のように加える。

事業再生支援資金 (融資対	年 1.58 %	年 1.43 %	年 1.23 %	年 1.03 %	年 0.83 %	年 0.68 %	年 0.48 %	年 0.28 %	年 0.13 %	年 0.83 %
------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

象の(2)に限る。)									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第 8 号様式中「前年との」を「1 月間の売上金額の」に、

「

申込時点における最近(3 月間・6 月間)の売上金額 A

」を「

申込時点における最近 1 月間の売上金額 A

」に、
「 判定 C _____ % ≥ 5 %

(2) 2 年前又は 3 年前との比較

申込時点における最近(3 月間・6 月間)の売上金額 D	(2 年前・3 年前)の同期の売上金額 E	減少率 F [(E - D) / E × 100]
円	円	円

前年同期の売上金額 G	減少額 H [G - D]
円	円

判定 C _____ % ≥ 5 % かつ H _____ 円 > 0

2 売上総利益率又は営業利益率の低下要件

前年, 2 年前又は 3 年前との比較

を

「 判定 C _____ % ≥ 10%

(2) 3 月間又は 6 月間の売上金額の比較

申込時点における最近(3 月間・6 月間)の売上金額 D	前年同期の売上金額 E	減少率 F [(E - D) / E × 100]
円	円	円

判定 F _____ % ≥ 5 %

2 売上総利益率又は営業利益率の低下要件

3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

に、

「

(前年・2 年前・3 年前)の同期の(売上総・営業)利益率 B

」を「

前年同期の(売上総・営業)利益率 B

」に改める。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱(平成22年鹿児島県告示第 376号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成29年 3 月 31 日」を「平成30年 3 月 31 日」に改める。

附 則

1 この要綱は, 平成29年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は, 改正後の要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成29年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し, 同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については, なお従前の例による。